

# 納付金等に関する事業所調査の実施について

納付金制度は事業主による自主申告・納付、自主申請を基本としておりますが、制度の適正運営、経済的負担の平等性の確保などの観点から、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第52条の規定に基づき、訪問による調査を実施しております。

この調査は、毎年度、一定数の事業主を選定し行っていますが、調査の際には、対象年度各月における常時雇用している労働者数や障害者の雇用に裏付ける資料の提示をお願いすることとしておりますので、予めご了承ください。(実際に調査の対象となった場合は、前もって通知させていただきます。)

納付金の  
申告・納付

調整金、報  
奨金、特例  
調整金及び  
特例報奨金  
の支給申請

調整金等  
の支給

## 事業所調査

調査対象年度各月における常時雇用している労働者数や障害者の雇用に裏付ける資料(注)の確認

(注)

- ・会社概要、企業組織図、就業規則
- ・全労働者に係る労働者名簿、賃金台帳、雇用契約書
- ・全労働者の勤務(就労)状況が確認できる出勤簿、タイムカード、勤怠表
- ・障害者であることを明らかにする資料
- ・その他、労働者の雇用に関する資料

全ての事業主が対象となります。

## 調査の結果

調査の結果に基づき、次の手続きをとります。

- ① 申告した納付金の額が過小であった場合  
機構が納付金の額を決定し、納入の告知を行います。この場合、その納付すべき額に10%を乗じて得た額の追徴金が加算されます。
- ② 申告した納付金の額が過大であった場合  
機構が納付金の額を決定し、すでに納付した納付金の額のうち過大となっている額がある場合には、未納の納付金に充当し、なお残余があるとき又は未納の納付金がないときは、機構から還付します。
- ③ 支給を受けた調整金等の額が過大であった場合  
最大10年に遡って支給額の全部又は一部を返還していただきます。